

令和元年度刑事実務基礎設問 1、2 【解説】

・設問 1

1、要証事実の確認

本設問では、81 条の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」と判断した思考過程について問われていました。そのため、要証事実は罪証隠滅のおそれとなります。

2、思考過程

罪証隠滅のおそれ…証拠に対する不正な働きかけによって、判断を誤らせたり捜査や公判を紛糾させたりするおそれがあること

※考慮要素：隠滅の対象、態様、隠滅の客観的可能性、主観的可能性

・設問 2

設問 2 では、③記載の W の供述が、A 及び B が本件被疑事実記載の暴行に及んだことを立証する上での直接証拠にあたるかが問われていました。

直接証拠：主要事実を直接証明する証拠

間接証拠：主要事実の存在を推認する間接事実を証明する証拠

令和元年度刑事実務基礎設問 1、2 【解答】

第 1.設問 1 について

1.「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」(刑事訴訟法(以下省略)207 条 1 項、81 条)が認められるかの判断に際しては、①隠滅の対象②態様③客観的可能性④主観的可能性を考慮する。

2(1)隠滅の対象としては、B の供述、V の供述、W の供述が考えられ、これらの供述の内容の変更を迫ることが考えられる(①②)。

(2)本件決定の際に、A と B の勾留が合わせて決定されている。したがって、A は自由に外出することはできない。V および W については、犯行のあった午前 1 時という深夜に犯行現場にいたことから、その周辺に居住している可能性が高く、探し出すことが可能のように思える。

しかし、上述の通り勾留によって自由に外出できない以上、V および W を探し出すことはできない。したがって、V および W が自ら A に会いに行かない限り接触可能性はない。

また、B について、B も A と同様に勾留されていることから、両者に接触可能性はないように思える。しかし、A の弁護人が B と面会するなどすることは可能であり、A が B に会いに行くよう弁護人に依頼することも考えられ、弁護人は B に対して A とのやり取りを伝えることができる。したがって、B には間接的ではあるが、接触可能性がある。(③)

(3)本件被疑事実について、A は全面的に否認している。加えて、A は執行猶予中であるため、本件被疑事実が認定されると執行猶予が取消される。そして、B は本件被疑事実について全て認めているため、A としては B の供述を自己に有利な方へ変えさせたいと考えられる。また、B にとって A は中学の先輩であって、A やその仲間の先輩たちからの報復を恐れていることから、A が供述を変えるよう迫ることで、B は供述を変更する可能性は十分にある。そして、このことを A 自身も認識しており、A が B に対して供述の変更を迫る主観的可能性がある。(④)

3.よって、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」といえる。

第 2、設問 2 について

(1)直接証拠とは、主要事実を直接推認する証拠をいう。W の供述は、本件被疑事実の主要事実である V の腹部を傘でついた行為及び V の上半身を多数回蹴る行為の一部始終について供述されている。したがって、本件被疑事実の犯行行為を直接推認する証拠として、直接証拠にあたりそうである。

もっとも、W は B の顔ははっきりと認識し、その後の写真による犯人識別でも B を指示している一方で、A については服装については認識しているものの、顔は見えておらず、それが A であるかは確認できていない。したがって、B が暴行に及んだことについては直

接証拠となるものの、Aが暴行に及んだことについては直接推認できず、主要事実の存在を推認する間接事実を証明する証拠であり、間接証拠に当たる。

(2)では、Aが暴行に及んだことについて、どのように推認されるか。

まず、Wの供述において、Bではない方の男は服装だけ認識されている。それは黒色のキャップを被り、両腕にアルファベットが描かれた赤色のジャンパーである。

この点について、Vの供述においても犯人の一方は同様の格好をしていたと供述されており、犯人がこの服装をしていたことは間違いない。そして、犯行現場から100メートル離れたコンビニの防犯カメラに同様の服装の男が写っており、コンビニの店員および警察官によって、それがAであることが確認されている。犯行の10分前に現場から100メートルの距離にいれば、犯行当時に現場にいることは可能であり、人通りの少ない深夜において偶然的に同じ格好をした人物がいる可能性は低い。また、A方から黒色のキャップおよび両腕にアルファベットが描かれた赤色のジャンパーが発見されており、Aの所有物が保管される場所であるA方から発見された以上これらがAの所有物であるといえる。

以上より、犯行当時、犯行現場において当該服装をしていた男はAであると推認される。

よって、当該服装の男が暴行に及んでいた旨のWの供述は、Aが暴行に及んだことを推認させる。

以上